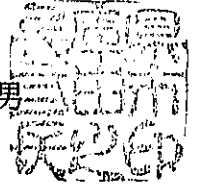


三総第144号の2
令和3年10月18日

日出坂区長 [REDACTED] 様
藍本庄区長 [REDACTED] 様
曲り区長 [REDACTED] 様
波田区長 [REDACTED] 様
岩倉区長 [REDACTED] 様
北摂武庫グリーンタウン自治会長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



要望書について（回答）

秋冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、令和3年8月19日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答します。関係機関との調整に時間を要したため、回答が遅くなり大変申し訳ございませんでした。

記

1 市が道路占用許可に際し付した条件が遵守されるよう事業者に必要な指導を行うこと。合わせて、日常の道路パトロール等を含め監視いただくこと。

【回答】道路占用者は、許可書に付した条件の遵守は必須であります。当該工事は、施工期間も長く大規模であることから、実施前、施工中等必要に応じ、許可条件の遵守について指導してまいります。また、道路パトロールにつきましては、施工期間中は当該箇所を巡視頻度を上げパトロールを実施することといたします。

2 当該事業者に対し、工事着手前はもとより、工事期間、および事業開始後も当地区が話し合い等を求めた場合、真摯に対応するよう指導いただくこと。

【回答】道路埋設工事の占用条件に「申請行為に対して地元自治区と協議や調整を行うこと」を付していることから、工事が起因する協議や調整などについては、事業者に対し対応するように指導いたします。

3 工事着手前の当該事業者の住民説明会に貴市も同席頂くこと。

【回答】前例の無い規模、内容の占用許可であることから、本件につきましては説明会に同席させていただきます。説明会の出席に当たり、出来れば藍本地区でまとめた説明会の開催を望みます。

4 当該事項においては関係機関及び貴団体の関係部署と緊密に連携し、対応いただくこと。

【回答】道路占用に係る工事については、交通管理者である三田警察署等と連携し適切に対応します。また、太陽光発電事業には、多種の法令が関係していることから、市だけではなく兵庫県を初め関係機関と情報を共有し、必要に応じて適切に対応してまいります。

5 関係住民への情報提供については、事業者に課す周知義務のみに依らず、住民の安心・安全のため、積極的に情報提供いただくこと。

【回答】元来占用者が行うことと考えるので、占用者に対し、情報提供の依頼を行います。また、道路占用物件（送電線）の異常等により交通や周辺に支障を及ぼす、またその恐れがあることを知り得たときは、皆様の安全を確保するためにも情報提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

お問い合わせ

○送電線埋設工事に関する事…まちの再生部地域整備室道路河川課

(TEL 559-5101)

○太陽光発電全体に関する事…まちの再生部環境共生室里山のまちづくり課

(TEL 559-5226)

○要望に関する事……………経営管理部行政管理室総務課

(TEL 559-5035)